

各 位

会 社 名	株式会社昭文社ホールディングス
代 表 者 名	代表取締役社長 黒田 茂夫
(コード番号)	9475 東証スタンダード)
問 合 せ 先	取締役管理本部長 加藤 弘之
T E L	0 3 - 3 5 5 6 - 8 1 7 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第63期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1)2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、上場会社において定款に定めることで新たに「場所の定めない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社は、将来バーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、定款第12条第2項を追加し、あわせて効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

なお、定款第12条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

(2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集) 第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>(招集) 第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p><u>2. 当社は、株主総会を場所の定めない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>第 13 条～第 14 条 (条文省略)</p>	<p>第 13 条～第 14 条 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	<p style="text-align: center;"><削 除></p>
<p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>(電子提供措置等) 第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第 16 条～36 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>第 16 条～36 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>(招集に関する附則) <u>変更後定款第 12 条第 2 項の新設は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律 (令和 3 年第 70 号) の定めにより経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日 (以下「確認日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項および本項は、確認日にこれを削除する。</u></p>
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置) <u>変更前定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の 2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023 年 4 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日の経過後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2022年6月29日
定款変更の効力発生日	2022年6月29日

以上